

用語の解説

1 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ・ 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
 - ・ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。
- ※ 集計対象が「企業等（会社企業）」の表においては、東京都以外（海外を含む）に存する数値も含まれる。

ア 民営事業所

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

イ 出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所をいう。

ウ 管理、補助的経済活動を行う事業所

主として管理事務を行う本社、支社、支所等の産業は、原則として、管理する全事業所を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類する。

エ 事業内容等不詳の事業所

事業所として存在しているが、記入内容等不備などで事業内容等が不明の事業所をいう。

2 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業等となる。

具体的には、経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等としている。

3 会社企業

経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業としている。

4 経営組織

ア 民営

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

(ア) 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。次の会社及び会社以外の法人が該当する。

・ 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法

(平成17年法律第86号)の規定により日本にその事業所などを登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

・ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

(イ) 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

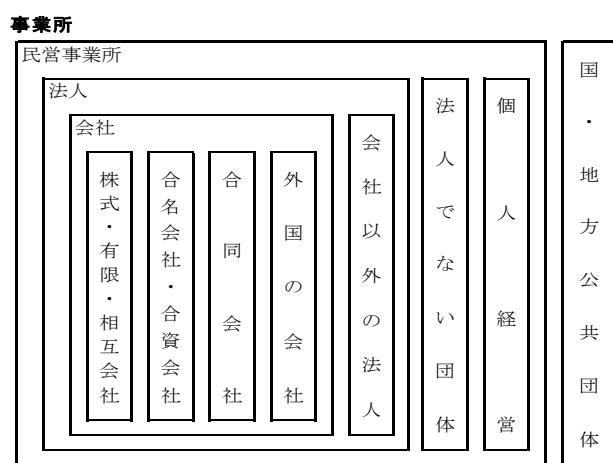
(ウ) 個人経営（個人）

個人が事業を営んでいる場合をいう。法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

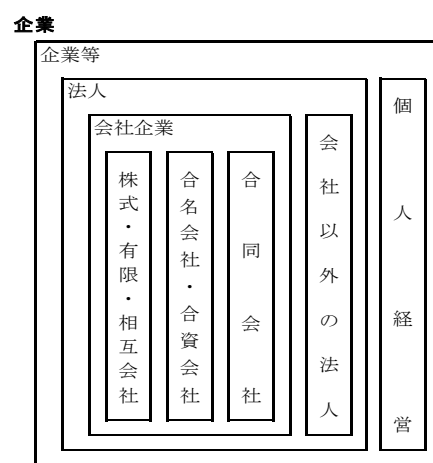
イ 国、地方公共団体

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）の事業所をいう。

事業所及び企業の範囲



※令和3年の活動調査は、国・地方公共団体の事業所も対象として実施。



※外国の会社（本社が外国にある会社）は含まない。

5 従業者

令和3年（2021年）6月1日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者として

※ 集計対象が「企業等（会社企業）」の表における企業従業者は、東京都以外（国内のみ）に存する数値も含まれる。

ア 個人業主

個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいう。なお、個人業主は企業内に必ず一人である。

イ 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれる。

ウ 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

エ 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

※ 集計対象が「企業等」の表においては、東京都以外（海外を含む）に存する数値も含まれる。

オ 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人をいう（定年まで雇用される場合を含む。）。

カ 有期雇用者（1か月以上）

常用雇用者のうち、1か月以上の雇用期間を定めて雇用されている人をいう。

キ 臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用））

常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

ク 他への出向・派遣従業者

民営事業所において、従業者のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）でいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

6 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

7 事業従事者数

当該事業所で実際に働いている人をいい、従業者から「他への出向・派遣従業者数」を除き、「他からの出向・派遣従業者数」を加えることにより算出している。

8 単独・本所・支所の別

ア 単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所等（支社・支店）を持たない事業所をい

う。

イ 本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所等（支社・支店）があって、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

ウ 支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としている。支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。
なお、経営組織が外国の会社は支所とする。

9 単一・複数の別

企業等を構成している事業所により、以下の2つに区分している。

ア 単一事業所企業

単独事業所の企業等をいう。

イ 複数事業所企業

国内にある本所と国内又は海外にある支所で構成されている企業等をいう（国内に本所があり、海外にのみ支所がある企業等を含む。）。

10 資本金額

株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。

11 売上（収入）金額

原則として令和2年（2020年）1年間の商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいう。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。

なお、「金融業、保険業」の企業等、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としている。

※ 集計対象が「企業等（会社企業）」の表においては、東京都以外（海外を含む）に存する数値も含まれる。

12 付加価値額

付加価値とは、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出できる。本調査においては、企業等の付加価値額を、以下の計算式を用いて算出しており、令和2年（2020年）1年間の値を把握している。

※ 集計対象が「企業等（会社企業）」の表においては、東京都以外（海外を含む）に存する数値も含まれる。

ア 企業全体の付加価値額

(ア) 基本的な計算式（「金融業、保険業」の会社及び会社以外の法人以外の場合）

純付加価値額 = 売上（収入）金額 - 費用総額 + 給与総額 + 租税公課

費用総額 = 売上原価 + 販売費及び一般管理費

(イ) 「金融業、保険業」の会社及び会社以外の法人

$$\text{純付加価値額} = \text{経常収益} - \text{経常費用} + \text{給与総額} + \text{租税公課}$$

なお、本調査の付加価値には、国民経済計算の概念では含まれている国内総生産の項目のうち、主に次の項目は含まれていない。

固定資本減耗、雇主の社会保険料負担分、持ち家の帰属家賃、研究開発費、農林漁家、公営企業及び政府サービス生産者の付加価値

イ 事業所単位の付加価値額

事業所単位の付加価値額は、企業単位で把握した付加価値額を事業従事者数により傘下事業所にあん分することにより、全産業について集計した。

13 産業分類

事業所産業分類

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として令和2年（2020年）1年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。詳細については、総務省統計局の日本標準産業分類に関するホームページを参照。（http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm）

休業中又は清算中の事業所の産業は、休業又は清算に入る前の経済活動によって産業を分類し、設立準備中の事業所は、開始する経済活動によって産業を決定する。

別掲

産業分類名における「別掲」については、総務省統計局のホームページを参照。

（<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/pdf/otherwiseclassified.pdf>）

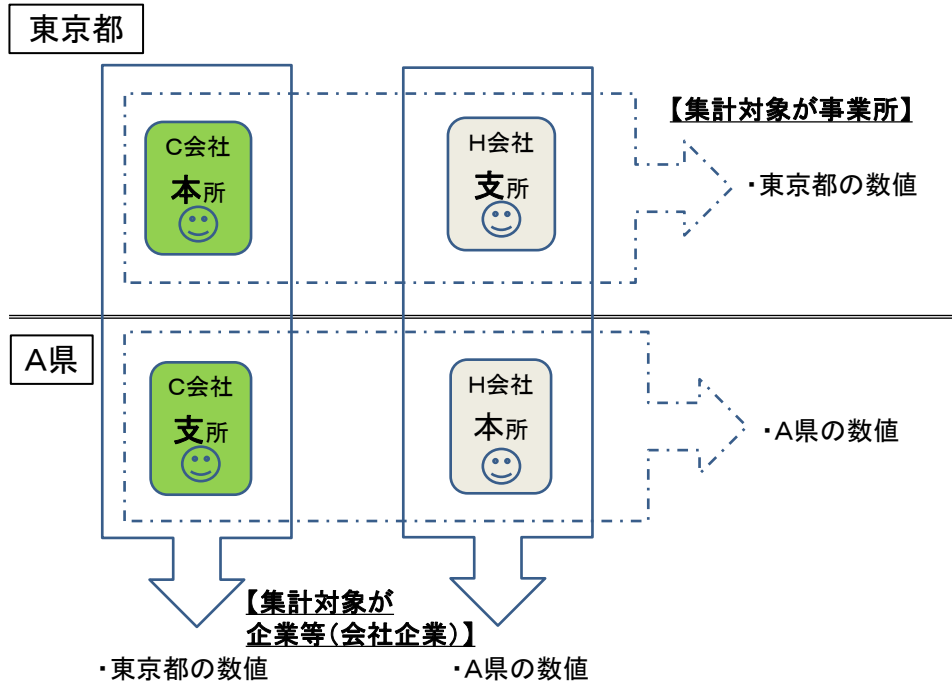
企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として企業全体の令和2年（2020年）1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に準じて分類している。

14 事業所を対象とした集計と企業等（会社企業）を対象とした集計の範囲

事業所数、従業者数、企業従業者数、常用雇用者数、企業常用雇用者数、売上（収入）金額、費用総額及び純付加価値額は、下図のように、集計対象が事業所もしくは企業等（会社企業）であるかにより、集計範囲が異なる。

集計対象が事業所の場合は、東京都に存する数値が集計範囲になる。集計対象が企業等（会社企業）の場合は、当該企業の本所等が東京都に存していれば、東京都以外の地域に存する当該企業の数値も集計範囲に含まれる。



15 企業等（会社企業）を対象とした集計の範囲

事業所数、企業常用雇用者数、売上（収入）金額、費用総額及び純付加価値額は、海外の数値も集計範囲に含まれる。ただし企業従業者数は、国内の数値のみが集計範囲になる。

